



次の条例を公布しました!!

平成18年6月議会において、次の条例が可決・公布されました。

湯河原町税条例の一部改正について

(平成18年4月1日施行)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の均等割の非課税範囲、耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額等について条例に改正を要したため、専決処分にて改正した条例を議会に報告し、承認されました。

(担当 税務課：内線260)

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について

(平成18年4月1日施行)

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、介護納付金賦課限度額の改定、公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例、保険料に係る所得割額の算定の特例等について条例に改正を要したため、専決処分にて改正した条例を議会に報告し、承認されました。

(担当 住民課：内線320)

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(平成18年4月1日施行)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等の補償基礎額、扶養加算額、介護補償の額等について条例に改正を要したため、専決処分にて改正した条例を議会に報告し、承認されました。

(担当 消防本部総務課：63-5121)

湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

(平成18年6月23日施行)

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことに伴い、指定管理者の指定手續等を規定するため、新たに条例を制定しました。

(担当 財政課：内線240)

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について

(平成18年6月14日施行。ただし、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例等は平成19年4月1日施行)

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課の特例等について改正するため、条例を改正しました。

(担当 住民課：内線320)

湯河原町漁港管理条例の一部改正について

(平成18年7月1日施行)

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたことに伴い、管理委託に関する条文を削り、また、町が管理する漁港施設等の占用料を改定するため、条例を改正しました。

(担当 農林水産課：内線730)

湯河原町都市公園条例の一部改正について

(平成18年7月1日施行)

駅前ポケットパーク及び城堀公園を都市公園として位置づけ、また、万葉公園駐車場を公園予定区域から除くため、条例を改正しました。

(担当 都市計画課：内線530)

湯河原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

(平成18年6月14日施行)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を引き上げるため、条例を改正しました。(担当 消防本部総務課：63-5121)

* 条例の詳細につきましては、町ホームページの電子掲示場をご覧ください。